

令和4年度第51回奈良市開発審議会会議録			
開催日時	令和4年7月6日（水曜日）午後2時から午後4時30分まで		
開催場所	奈良市役所 北棟2階 第202会議室		
出席者	○委員	末吉会長、北田委員、小島委員、清水委員、山本委員 【計5人出席】（井上委員、片岡委員は欠席）	
	△事務局	梅田部長、大井次長、三山課長、丸谷課長補佐、富永係長、 今井係員	
	□関係課	第令4-1号議案 （障がい福祉課）浦課長、北室課長補佐、宮寄係長 第令4-2号議案 （介護福祉課）田中課長補佐、山副係長	
開催形態	公開（傍聴人 4人）	担当課	都市整備部開発指導課
議題 又は 案件	1 議案 （1）第令4-1号議案 「社会福祉施設」（公開） （2）第令4-2号議案 「有料老人ホーム及び社会福祉施設」（公開） （3）第令4-3号議案 「大学施設の増築」（公開） 2 既許可物件の事後報告について （非公開）		
決定又は 取り纏め 事項	1 議案 （1）第令4-1号議案 「社会福祉施設」については承認された。 （2）第令4-2号議案 「有料老人ホーム及び社会福祉施設」については承認された。 （3）第令4-3号議案 「大学施設の増築」については承認された。 2 既許可物件の事後報告についてはすべて報告された。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
1 議案 （1）第令4-1号議案 「社会福祉施設」 △事務局より「社会福祉施設」について説明 ○現在は駐車場として利用されているとの説明でしたが、隣接している建物の駐車場として利用されていたのですか。			

△はい。

○そうしますと、この場所に建築物を建てることにより駐車台数が減りますが、大丈夫なのでしょうか。

△当該地に建築物を建てますので、駐車台数としましては減りますが、十分な駐車台数を確保される計画をされています。もし運営後に足りない状態になった場合には、近隣の特別養護老人ホーム（光の桜）の駐車スペースが余っておりますので、職員の車はその場所に駐車することはできます。

○隣接している施設から、直接アクセスすることはできるのでしょうか。

△直接アクセスすることはできます。

○利用者は隣に入所されている方のみですか。

△隣の施設からの利用者が多いですが、他からの利用もあります。

○隣の施設との連携についてどのように図られるか、提案基準の要件にもなっていますので大事な事だと思いますが、配置図の東側に門扉が記載されている箇所があります。この場所から駐車場を通過して施設に行く動線は適切なのかなと思います。施設の用途から、身体の不自由な方が歩かれると思いますので。他にもルートがあるのでしょうか。

△配置図に記載の南側（東）にある両開き門扉を利用して、駐車場を通過して行き来する動線となります。

○安全は十分に確保されての計画という認識でよろしいですか。

△はい。

○1階と2階に作業ホール、屋外に菜園がありますが、具体的にどのような作業をされるのでしょうか。

□作業の内容としては軽作業ですが、当法人が計画している当施設は極めて重度な方の受け入れをされます。そのため、一般の方が思われるような軽作業ではなく、感覚を養う遊びをする程度のこととなります。菜園につきましても植物を育てるというよりは、土いじりや植物に触れることなどです。

・その他、立地についての質疑もあったが承認された。

(2) 第令4-2号議案 「有料老人ホーム及び社会福祉施設」

△事務局より「社会福祉施設」について説明

○田であったところを盛土する計画ですが、雨が降った時には一気に流れ出る対策としての雨水の貯留槽は、地下に設けられるのですね。雨水の貯水量は計算によって確保されるのですか。

△大和川流域につきましては特定河川ということで1,000 m²以上の雨水の阻害行為がある場合は雨水の抑留施設を設けることが義務付けられております。容量についても決められた貯留量の計算が義務付けられていますので、別途、担当課の河川耕地課で確認してもらうことになります。

○通所介護は入居されている方以外の利用もあるかと思いますが、利用の際にはバスで送迎することはないのでしょうか。敷地内の駐車場のスペースは自家用車サイズのものしか無く送迎バスを運行される場合、バス用のスペースが無くても良いのでしょうか。また有料老人ホームについても、駅やショッピングセンターまで送迎することはないのでしょうか。

□通常、通所介護の利用で送迎バスを利用することはないと考えます。送迎する場合は普通自動車サイズのものを利用されるのが一般的だと思います。

△有料老人ホームの場合は、健康とまでも言えないかも知れませんが、自己完結することができる方ですので、基本的には乗り合わせて出向かれることや、タクシーを利用されるものと考えます。

○事業者の理由書の「有料老人ホームの入居者が通所介護を利用することは介護サービスの負担を軽減する」という意味がよくわかりません。市の理由書では「利用者の負担を軽減する」とあり、利用者の移動の負担が軽減するということだと理解しました。同じ意味と理解すれば良いのでしょうか。

△市の理由書は事業者の理由をまとめて市で作成したものですので、意味は同じです。

○「有料老人ホームに義務付けられている安否・状況確認サービスを同一建築物に併設することにより確実に行うことができる」というのはどういう機能が備わるということでしょうか。

□有料老人ホームは高齢者の方が住まわれる施設ですが、安否確認が義務付けられてお

ります。これは1日2回、状況を確認してくださいというもので介護サービスを受けるために離れた場所に向かわれるのに比べ、同一建物内にある施設で介護サービスを受けられる場合は確実に行うことができるものと考えます。

・その他、立地についての質疑もあったが承認された。

(3) 第令4-3号議案 「大学施設の増築」
△事務局より「大学施設の増築」について説明

○拡大する隣接地の所有は誰ですか。

△10年ほど前に奈良大学が購入され、奈良大学が所有されています。購入する前の所有は個人が所有されていた土地です。

○現在は、西大寺駅に近い場所で既存の施設を運営されているとのことですが、資料を見ておられますとかなりの利用者がおられるように思われます。今回、山陵町に移転されることによって、立地としては不便になるのではと思いますが、これまでの利用者の方にとって、場所が変わって行きにくくなるデメリットは無いのでしょうか。

△電車を利用される方にとってはデメリットになるかとは思いますが、なにより事業者は、駅に近いということで相談者のプライバシーの保護に支障をきたしていると痛感しておられたことから、山陵町に移転することはデメリットよりメリットの方が大きいと考えます。

○既存のクリニックは今後どのようなようになるのでしょうか。

△現在のところは決まっていないと聞いています。いずれ法人が考えることですが、説明にもありましたがこの建物をこのまま使い続けるには、耐震改修をする必要があります。耐震改修をされるか建て替えをされるかになりますが、おそらく法人の施設として利用されるものと思われます。

・その他、立地についての質疑もあったが承認された。

資 料	
-----	--